

大竹市介護保険住宅改修支援事業運用説明

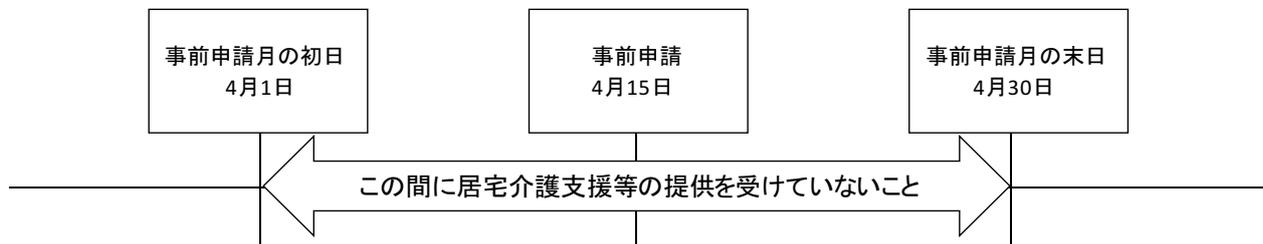
居宅介護支援、居宅介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防看護小規模多機能型居宅介護（「以下（「居宅介護支援等」という。）の提供を受けていないなどの居宅要介護被保険者・居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）について、**介護保険住宅改修支給費申請に係る理由書の作成を行った者（法人又は事業所）に対して、住宅改修費の支給1件当たり2,000円（消費税は別途。また、消費税が増税になった場合は、その時の税率。）の手数料を支払います。**

● 対象となる方（被保険者）とは

- (1) 居宅介護サービス計画作成依頼届出書又は居宅介護予防サービス計画作成依頼届出書（以下「サービス計画届出書」という。）が、住宅改修の事前申請月を通じて提出されない方

〈居宅介護支援等の提供を受けていない被保険者の定義〉

例) 事前申請日：4月30日の場合



- (2) 居宅介護支援等を提供している事業所以外の事業所の有資格者が理由書を作成及び支給申請の支援を受けた方
- (3) サービス計画届出書を提出していても、居宅介護支援等の提供を受けていない方

※ 有資格者とは、

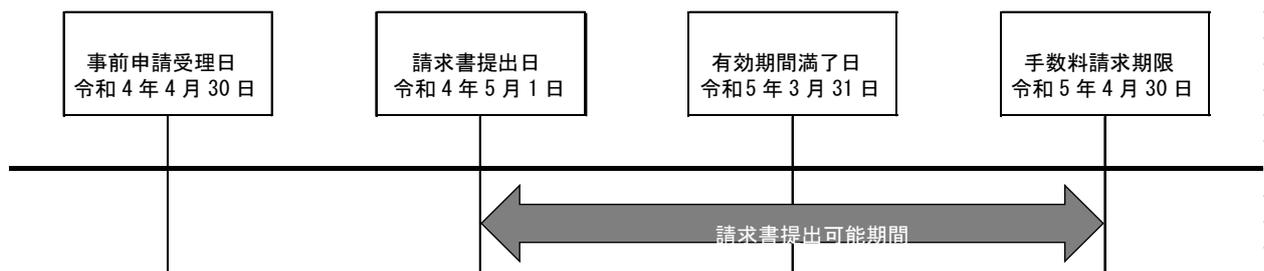
- ① 介護支援専門員
- ② 地域包括支援センター職員（有資格者のみ）
- ③ 作業療法士
- ④ 理学療法士
- ⑤ 社会福祉士
- ⑥ 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の有資格者
- ⑦ その他市長が認める者

● 覚書について

- (1) 毎年、4月1日から3月31日までの覚書を市と交わします。(法人又は事業所)
- (2) 有効期間満了の1か月前に市から継続するか否かの意向を伺います。
- (3) 継続する場合は、3月末に4月1日以降の覚書を送付しますので、押印の上、返送をお願いします。

● 請求について

- (1) 手数料の支払いを受けようとする場合は、「介護保険住宅改修事前申請書」を提出した翌月以降に「大竹市介護保険住宅改修支援事業請求書」と「理由書の写し」を提出してください。



※ 請求書の審査は、介護保険住宅改修事前申請書とサービス計画届出書をもって行います。

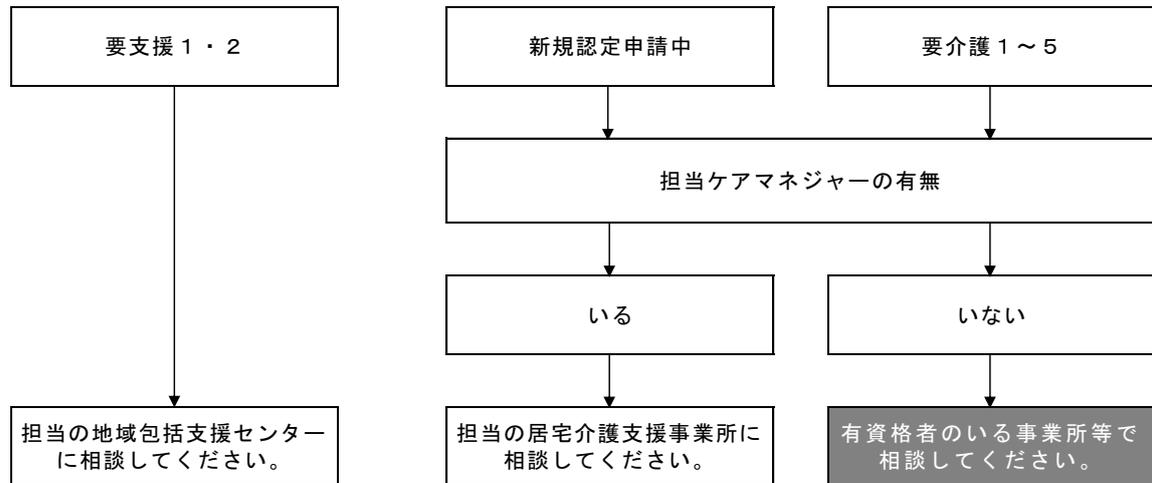
住宅改修の理由書を作成した月に、当該事業所が居宅介護支援等を提供する場合は、支払いの対象となりません。

手数料の支給申請をした後、要件に該当しないことが判明した場合は、速やかにご連絡をお願いします。

万が一、手数料の支払い後、居宅介護支援等の提供が判明した場合は、市から返還するよう通知します。(市の給付実績確認・適正化事務による)

※ 介護保険住宅改修申請書（事後）を提出する前に被保険者が亡くなられたときや中止になった場合でも、介護保険住宅改修事前申請書を提出していれば請求できます。

● 介護保険住宅改修の相談から支援



※ 新規認定申請中の方の場合は、担当ケアマネジャーの有無を確認していただき、担当ケアマネジャーがいない場合には相談を受けて住宅改修の支援していただくか、難しい場合は、他の有資格者がいる事業所等の紹介をお願いします。